

○吹田市保健所事務手数料条例

令和元年12月27日条例第38号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条及び地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第8条第1項の規定により徴収する同項第1号に掲げる事務に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(食品衛生法に基づく事務に係る手数料)

第2条 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可の申請をしようとする者は、申請1件につき、次の各号に掲げる営業の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1) 飲食店営業 次に掲げる店舗の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 露店（出店の都度組み立てる組立式店舗又は屋台等をいう。以下この条において同じ。）

8,000円

イ 露店以外の店舗 16,000円

(2) 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業、食肉販売業、魚介類販売業又は集乳業 9,600円

(3) 魚介類競り売り営業、乳処理業、特別牛乳搾取処理業、食肉処理業、食品の放射線照射業、乳製品製造業、清涼飲料水製造業、食肉製品製造業、冰雪製造業、液卵製造業、食用油脂製造業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業、冷凍食品製造業、複合型冷凍食品製造業、密封包装食品製造業又は添加物製造業 21,000円

(4) 菓子製造業、アイスクリーム類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、漬物製造業又は食品の小分け業 14,000円

(5) 水産製品製造業、みそ若しくはしょうゆ製造業又は酒類製造業 16,000円

2 食品衛生法第55条第1項の許可を受けた者が許可の期間の満了後に引き続き同一の内容の許可を受けようとする場合の手数料の額は、前項に定める額の10分の8とする。この場合において、手数料の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(理容師法に基づく事務に係る手数料)

第3条 理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の2の検査の申請をしようとする者は、申請1件につき16,000円の手数料を納めなければならない。

(温泉法に基づく事務に係る手数料)

第4条 温泉法(昭和23年法律第125号)第15条第1項の許可の申請をしようとする者は、申請1件につき35,000円の手数料を納めなければならない。

2 温泉法第16条第1項又は第17条第1項の承認の申請をしようとする者は、申請1件につき7,400円の手数料を納めなければならない。

(興行場法に基づく事務に係る手数料)

第5条 興行場法(昭和23年法律第137号)第2条第1項の許可の申請をしようとする者は、申請1件につき、次の各号に掲げる興行場の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1) 常設の興行場 18,200円

(2) 常設以外の興行場 8,900円

2 興行場法第2条第1項の許可に係る証明書の交付の申請をしようとする者は、証明書1通につき1,100円の手数料を納めなければならない。

(旅館業法に基づく事務に係る手数料)

第6条 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可の申請をしようとする者は、申請1件につき22,000円の手数料を納めなければならない。

2 旅館業法第3条第1項の許可に係る証明書の交付の申請をしようとする者は、証明書1通につき1,100円の手数料を納めなければならない。

3 旅館業法第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項の承認の申請をしようとする者は、申請1件につき7,400円の手数料を納めなければならない。

(公衆浴場法に基づく事務に係る手数料)

第7条 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の許可の申請をしようとする者は、申請1件につき22,000円の手数料を納めなければならない。

2 公衆浴場法第2条第1項の許可に係る証明書の交付の申請をしようとする者は、証明書1通につき1,100円の手数料を納めなければならない。

(化製場等に関する法律に基づく事務に係る手数料)

第8条 化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第3条第1項の許可の申請をしようとする者は、申請1件につき、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1) 化製場 25,500円

(2) 死亡獣畜取扱場 16,400円

2 化製場等に関する法律第8条において準用する同法第3条第1項の許可の申請をしようとする者は、申請1件につき16,400円の手数料を納めなければならない。

3 化製場等に関する法律第9条第1項の許可の申請をしようとする者は、動物を飼養し、又は収容する1の施設につき8,200円の手数料を納めなければならない。この場合においては、同一の構内にある複数の施設は、1の施設とみなす。

(医療法に基づく事務に係る手数料)

第9条 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第1項の許可の申請をしようとする者は、申請1件につき、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1) 病院 41,000円

(2) 診療所 18,000円

(3) 助産所 11,000円

2 医療法第27条の検査の申請をしようとする者は、申請1件につき、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1) 病院 次に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 実地検査を伴うもの 43,000円

イ 実地検査を伴わないもの 12,400円

(2) 診療所 次に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 実地検査を伴うもの 22,000円

イ 実地検査を伴わないもの 10,500円

(3) 助産所 16,000円

(死体解剖保存法に基づく事務に係る手数料)

第10条 死体解剖保存法(昭和24年法律第204号)第19条第1項の許可の申請をしようとする者は、1体につき2,900円の手数料を納めなければならない。

(クリーニング業法に基づく事務に係る手数料)

第11条 クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第5条の2の検査の申請をしようとする者は、申請1件につき16,000円の手数料を納めなければならない。

(狂犬病予防法に基づく事務に係る手数料)

第12条 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第1項の登録の申請をしようとする者は、登

録を受けようとする犬1頭につき3,000円の手数料を納めなければならない。

- 2 狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号）第1条の2の鑑札の再交付の申請をしようとする者は、鑑札1通につき1,600円の手数料を納めなければならない。
- 3 狂犬病予防法第5条第2項の注射済票の交付の申請をしようとする者は、注射済票1通につき550円の手数料を納めなければならない。
- 4 狂犬病予防法施行令第3条の注射済票の再交付の申請をしようとする者は、注射済票1通につき340円の手数料を納めなければならない。

（毒物及び劇物取締法に基づく事務に係る手数料）

第13条 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条第1項の登録の申請をしようとする者は、申請1件につき14,700円の手数料を納めなければならない。

- 2 毒物及び劇物取締法第4条第3項の登録の更新の申請をしようとする者は、申請1件につき6,400円の手数料を納めなければならない。
- 3 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第35条第1項の登録票の書換え交付の申請をしようとする者は、申請1件につき2,400円の手数料を納めなければならない。
- 4 毒物及び劇物取締法施行令第36条第1項の登録票の再交付の申請をしようとする者は、登録票1通につき4,000円の手数料を納めなければならない。

（美容師法に基づく事務に係る手数料）

第14条 美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の検査の申請をしようとする者は、申請1件につき16,000円の手数料を納めなければならない。

（臨床検査技師等に関する法律に基づく事務に係る手数料）

第15条 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の3第1項の登録の申請をしようとする者は、申請1件につき80,000円の手数料を納めなければならない。

- 2 臨床検査技師等に関する法律第20条の4第1項の登録の変更の申請をしようとする者は、申請1件につき61,000円の手数料を納めなければならない。
- 3 臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第18条第1項の登録証明書の書換え交付の申請をしようとする者は、申請1件につき8,200円の手数料を納めなければならない。
- 4 臨床検査技師等に関する法律施行規則第19条第1項の登録証明書の再交付の申請をしようとする者は、登録証明書1通につき8,200円の手数料を納めなければならない。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく事務に係る手数料）

料)

第16条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この条において「法」という。）第4条第1項、第24条第1項又は第39条第1項の許可の申請をしようとする者は、申請1件につき29,000円の手数料を納めなければならない。

2 法第4条第4項、第24条第2項又は第39条第6項の許可の更新の申請をしようとする者は、申請1件につき11,000円の手数料を納めなければならない。

3 法第12条第1項の許可の申請をしようとする者は、申請1件につき6,300円の手数料を納めなければならない。

4 法第12条第4項の許可の更新の申請をしようとする者は、申請1件につき4,000円の手数料を納めなければならない。

5 法第13条第1項の許可の申請をしようとする者は、申請1件につき11,000円の手数料を納めなければならない。

6 法第13条第4項の許可の更新の申請をしようとする者は、申請1件につき5,600円の手数料を納めなければならない。

7 法第14条第1項又は第13項の承認の申請をしようとする者は、製造販売医薬品等1品目につき90円の手数料を納めなければならない。

8 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この条において「令」という。）第2条の3第1項、第5条第1項、第12条第1項又は第45条第1項の許可証の書換え交付の申請をしようとする者は、申請1件につき2,000円の手数料を納めなければならない。

9 令第2条の4第1項、第6条第1項、第13条第1項又は第46条第1項の許可証の再交付の申請をしようとする者は、許可証1通につき2,900円の手数料を納めなければならない。

（動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務に係る手数料）

第17条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第1項本文の引取りの申請をしようとする者は、次の各号に掲げる犬又は猫の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

（1） 生後91日以上の子犬又は子猫 1頭につき2,800円

（2） 生後91日未満の子犬又は子猫 10頭（10頭に満たない端数は、10頭とする。）につき2,800円

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく事務に係る手数料）

第18条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号。以下この条にお

いて「法」という。)第3条の許可の申請をしようとする者は、申請1件につき19,000円の手数料を納めなければならない。

2 法第6条第1項の変更の許可の申請をしようとする者は、申請1件につき10,000円の手数料を納めなければならない。

3 法第15条第1項から第3項までの食鳥検査の申請をしようとする者は、1羽につき3円の手数料を納めなければならない。

4 法第16条第1項の認定の申請をしようとする者は、申請1件につき5,500円の手数料を納めなければならない。

5 法第16条第2項の変更の認定の申請をしようとする者は、申請1件につき2,300円の手数料を納めなければならない。

(農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料)

第19条 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号。以下この条において「法」という。)第15条第2項の輸出証明書の発行の申請をしようとする者は、輸出証明書1通につき870円の手数料を納めなければならない。

2 法第17条第2項の認定の申請をしようとする者は、申請1件につき20,900円(市長が現地調査の必要がないと認める場合にあっては、10,400円)の手数料を納めなければならない。

(手数料の徴収の時期)

第20条 手数料は、当該事務の申請の際に、申請者から徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、後納させることができる。

(手数料の減額又は免除)

第21条 市長は、地域保健法施行令第8条第1項ただし書に規定する場合その他特に必要があると認める場合は、手数料を減額し、又は免除することができる。

(手数料の還付)

第22条 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和2年4月1日から令和3年5月31日までの間における第2条の規定の適用については、同条中「第55条第1項」とあるのは、「第52条第1項」とする。

(吹田市手数料条例の一部改正)

3 吹田市手数料条例（平成12年吹田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附 則（省略）

附 則（令和5年10月19日条例第22号）

(施行期日)

1 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の吹田市保健所事務手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和8年3月12日条例第9号）

この条例は、令和8年5月1日から施行する。